

## 平成31年第2回教育委員会会議録

日時：平成31年2月19日（火）

午後3時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	上島均
	委員	滝澤多佳子
	委員	富田昌平
	委員	中村光一

出席者	教育長	倉田幸則
	教育次長	宮田雅司
	学校教育・人権教育担当理事	田中寛
	教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長	下里秀紀
	教育推進担当参事（兼）学校教育課長	片岡長作
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	松谷富美子
	教育研究支援課長	伊藤雅子

教育長 平成31年第2回教育委員会を開催します。傍聴はございません。本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長 それでは、本日の議案の概要でございますが、議案第5号 平成30年度津市一般会計補正予算(第9号)〈教委所管分〉について、議案第6号 平成31年度津市一般会計予算〈教委所管分〉について、議案第7号 平成31年度教育方針について、第8号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について、第9号 津市学校運営協議会規則の一部の改正について、第10回 教育委員会関係津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部の改正について、6件の議案について、審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第5号から議案第10号の議案6件です。このうち、議案第5号から議案第10号の6件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号及び第4号の規定に該当するため、非公開としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議ないようですので、議案第5号から議案第10号については非公開と決定します。

議案第5号 平成30年度津市一般会計補正予算(第9号)〈教委所管分〉について

議案第5号 非公開で開催

議案第5号 原案可決

議案第6号 平成31年度津市一般会計予算〈教委所管分〉について

議案第6号 非公開で開催

議案第6号 原案可決

議案第7号 平成31年度教育方針について

議案第7号 非公開で開催

議案第7号 原案可決

議案第 8 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について

議案第 8 号 非公開で開催

議案第 8 号 原案可決

議案第 9 号 津市学校運営協議会規則の一部の改正について

議案第 9 号 非公開で開催

議案第 9 号 保留

議案第 10 号 教育委員会関係津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部の改正について

議案第 10 号 非公開で開催

議案第 10 号 原案可決

教育長 それでは、議事のほうへまいりますので、議案第5号 平成30年度津市一般会計補正予算（第9号）＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 教育総務課長でございます。議案第5号 平成30年度一般会計補正予算（第9号）＜教育委員会所管分＞について御説明を申し上げます。資料を御覧いただきたいと思っております。第1表でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,667万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を119億9,927万7千円としようとするもので、補正の主な内容でございますが、事業費やいろいろな経費の確定、または実績見込み等によります減額調整が主なものでございます。2ページの第2表 継続費補正をお願いいたします。（款）10 教育費 （項）2 小学校費 事業名 学校教育施設整備事業（空調設備）につきましては、入札によりましてエアコンの設置工事費が減額となったことから、補正前の総額と平成30年度の年割額同額の6億9,276万9千円を、補正後の総額及び30年度の年割額を6億5,661万9千円に減額して変更しようとするものでございます。恐れ入りますが5ページを御覧いただきたいと思っております。それでは、順に御説明を申し上げます。（款）10 教育費 （項）1 教育総務費 （目）1 教育委員会費は29万4千円の減額で、教育委員会関係事業は旅費、交際費などの実績見込みによる減でございます。（目）2 事務局費は442万4千円の減額で、事務局管理事業は雇用保険料、労働災害保険料、臨時職員にかかる賃金などの実績見込みによる減でございます。6ページをお願いいたします。（目）3 教育振興費は684万1千円の減額で、右側の教育振興事務事業18万8千円の減額は、私学振興補助金などの実績見込みによる減。通学通園対策事業191万9千円の減額は、車両運行業務委託料や遠距離通学时補助金などの実績見込みによる減。健康教育推進事業21万1千円の減額は、給食献立の作成システム使用料の実績見込みなどによる減。教育総合支援事業424万3千円の減額は、臨時職員にかかります賃金や普通旅費、国際化推進自治体協議会負担金などの実績見込みによる減。人権教育関係事業28万円の減額は、印刷製本費などの実績見込みによる減でございます。7ページをお願いいたします。（目）4 教育研究所費は48万8千円の減額で、教育研究所管理運営事業右側でございますが、39万円の減額は、施設修繕料、自動車借上料などの実績見込みによる減。教育支援センター

事業 9 万 8 千円の減額は、報償金などの実績見込みによる減でございます。(目) 5 給食センター費は 7 2 万円の減額で、給食センター管理運営事業 7 2 万円の減額は、臨時職員にかかります賃金の実績見込みによる減でございます。(項) 2 小学校費 (目) 1 学校管理費は 5, 3 0 4 万 2 千円の減額で、右側の学校職員関係事業 8 万 5 千円の減額は、修学旅行等の引率補助金の実績見込みによる減。学校管理運営事業 1, 2 1 2 万 8 千円の減額は、8 ページにかけまして、臨時職員にかかる賃金、燃料費、印刷製本費、施設用備品費などの実績見込みによる減。学校施設維持補修事業 3, 5 4 9 万 6 千円の減額は、普通教室への空調設備設置工事などの実績見込みによる減。学校保健管理事業 1 6 5 万 4 千円の減額は、眼科・耳鼻科検診等にかかる報償金、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金などの実績見込みによる減。学校給食事業 3 6 7 万 9 千円の減額は、備品購入費の入札差金などによる減でございます。(目) 2 教育振興費は 2 6 0 万 2 千円の減額で、教育指導活動支援事業 2 6 0 万 2 千円の減額は、消耗品費、教育用パソコン機器借上料などの実績見込みによる減。9 ページをお願いいたします。教育研究推進事業は、右のほうを御覧になっていただきますとゼロ円となっております、これは、県補助金でございます学校支援地域本部推進事業という補助金がございます、それが実績見込みによりまして、4 1 万 6 千円。ゼロ円だったんですが、4 1 万 6 千円入ることによりまして、財源更正といいまして、歳出には変更がないんですが中身の財源が変わったということで、予算書にはそういうかたちで、ゼロ円で財源だけ変わったという表記にして補正予算が編成されます。(目) 3 中学校費 (目) 1 学校管理費は 4 8 8 万 8 千円の減額で、学校管理運営事業 1 0 4 万円の減額は、臨時職員にかかる賃金、施設用備品費などの実績見込みによる減、及び光熱水費の実績見込みによる増。学校施設維持補修事業 2 6 8 万 6 千円の減額は、久居西中学校消防設備改修工事などの実績見込みによる減。学校保健管理事業 8 7 万円の減額は、眼科・耳鼻科検診等にかかる報償金、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金などの実績見込みによる減。学校給食事業 2 9 万 2 千円の減額は、1 0 ページにかけまして、施設維持管理委託料の実績による減でございます。(目) 2 教育振興費は 1 3 0 万円の減額で、教育指導活動支援事業 1 2 2 万 1 千円の減額は、手数料や校務用のパソコン機器借上料などの実績見込みによる減。教育研究推進事業 7 万 9 千円の減額は、検便手数料などの実績見込みによる減でございます。(項) 4 (目) 1 幼稚園費は 3, 7 0 8 万 6 千円の減額で、一般職給、右のほうを御覧いただきますとゼロ円となっております。これも財源更正でございます、歳入の幼稚園利用者負担金や過年度分の幼稚園保育料の実績見込みによりまして財源更正でございます。幼稚園管理運営事業 4 7 5 万 9 千円の減額は、臨時職員にかかります賃金、燃料費、施設用備品費などの実績見

込みによる減。幼稚園施設維持補修事業21万6千円の減額は、施設等の維持管理委託料の実績見込みによる減でございます。11ページをお願いいたします。幼稚園保健管理事業113万3千円の減額は、眼科・耳鼻科検診等にかかる報償金、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金などの実績見込みによる減でございます。幼稚園給食事業4千円の減額は、施設維持管理委託料の実績による減。教育指導活動支援事業19万4千円の減額は、施設用備品費の実績による減。私立幼稚園援助事業3,077万円の減額は、民間特定教育・保育施設運営事業負担金などの実績見込みによる減。人権教育推進事業1万円の減額は、自家用車の公用使用料の実績見込みによる減でございます。(項)5 社会教育費 (目)1 社会教育総務費は1,160万4千円の減額で、生涯学習振興事業58万円の減額は、12ページにかけまして、報酬や学校体育施設開放事業の業務委託料などの実績見込みによる減。青少年対策事業1万6千円の減額は、賠償責任保険料などの実績見込みによる減。放課後児童健全育成事業1,084万1千円の減額は、放課後児童クラブ整備にかかります工事請負費や運営費、補助金などの実績見込みによる減。人権教育関係事業16万7千円の減額は、人権教育講演会講師謝金などの実績見込みによる減でございます。(目)2 教育集会所費は32万6千円の減額で、教育集会所管理運営事業32万6千円の減額は、報酬及び施設維持管理業務委託料などの実績見込みによる減でございます。(目)3 公民館費は4,456万5千円の減額で、公民館管理運営事業1,556万1千円の減額は、13ページにかけまして、公民館館長の報酬や施設維持管理業務委託料及び久居公民館調理室等の改修工事などの実績見込みによる減でございます。公民館講座等関係事業158万6千円の減額は、各種講座講師の報償費、印刷製本費などの実績見込みによる減。公民館施設整備事業2,741万8千円の減額は、一身田公民館整備工事などの実績見込みによる減でございます。(目)4 図書館費は87万4千円の減額で、図書館管理運営事業2万6千円の減額は、通信運搬費や手数料などの実績見込みによる減。図書館活動事業84万8千円の減額は、図書資料運搬業務委託料、事業用備品費などの実績見込みによる減でございます。(目)5 文化財保護費は479万1千円の減額で、文化財保護関係事業127万3千円の減額は、14ページにかけまして、文化財保護審議会委員報酬、報償費などの実績見込み及び旧明村役場庁舎の維持管理経費の実績見込みによる減。埋蔵文化財保護関係事業186万円の減額は、埋蔵文化財試掘・範囲確認調査業務委託料などの実績見込みによる減。資料館等管理運営事業165万8千円の減額は、一身田寺内町の館の公共下水道接続工事などの実績見込みによる減でございます。15ページをお願いいたします。(款)11 災害復旧費 (項)5 文教施設災害復旧費 (目)1 学校施設等災害復旧費は283万円の減額で、小学校施設災害復旧事業267万8

千円の減額、中学校施設災害復旧事業1千円の減額及び幼稚園施設災害復旧事業15万1千円のこの3つの減額は、台風21号によりまして被災をしました施設の修繕料などの実績見込みによる減でございます。以上で説明を終わります。御協議のほどよろしく願いいたします。

教育長 議案第5号についての説明は以上ですけれども、御質問等がありましたらお願いします。どうでしょうか。

上島委員 一つよろしいですか。

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 賃金が余ったという話があるんですけど、これは、もともとなのか、それとも、途中で辞められた方がいるとか、任用できなかったとか、どういう内容で。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 例年、賃金につきましては、予算編成時に欠員になっている方々の、職員がいない分とかの臨時職員の賃金を挙げさせていただいているんですけども、実際には他の臨時職員の方が途中で辞められて補充が利かなかったりしますもので、その期間分が、補充ができないがために予算が執行できないということで剰余額が出てまいりますのと、若干、足りないといけませんので、当初は少し多めに計上させていただいている部分もありまして、その分は毎年少し残るようなことになり、実際に勤務していただくよりも少し多めで見させていただいております。そういう関係で賃金が余っております。

上島委員 余ってきてありがたいことですがけれども、その分、学校だとか幼稚園に負担をかけているということですね。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 そうです。本来いていただかないといけない臨時職員の方が、一定期間ですけれどもいない場合が出てくるときは本当に苦勞していただいております。給食調理員などは予備員というかたちの方が見えますので、その方が急遽入っていただくことができるんですが、学校の、本当の教育現場の支援員さんとか、そういう方は代わりがお見えになりません

ので、欠員が出ると本当に苦勞していただいております。

教育長 よろしいですか。そのほかはいかがでしょうか。

滝澤委員 はい。

教育長 滝澤委員どうぞ。

滝澤委員 11ページの幼稚園なんですけれど、8番目の私立幼稚園援助事業が3千万の減額になって、11ページの真ん中の私立幼稚園援助事業。3千万の減額になっているんですが、負担金が2千万で、補助金が1千万減額したということは、当初予定の事業が私立幼稚園において行われなかったということなんでしょうか。それとも、枠をいっぱい取ってあったということなんでしょうか。

教育長 どうですか。松谷副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 この私立幼稚園援助事業の減額なんですけれども、私立幼稚園が7園ございまして、そのうちの、施設型給付という国と県と市から給付を受ける幼稚園が3園。それから、旧制度の、国から私学助成を受ける園が4園ございます。その新制度と呼ばれる幼稚園の部分につきましては、国と県と市とが合わせて運営費を補助させていただくというかたちになるのですが、予算を立てさせていただく時期においては、園児数を前年度の夏ごろに見込ませていただいておりますので、そのときに見込んだ園児数と実際にその私立幼稚園へ入園された園児数とが異なるということから、その私立幼稚園さんへお出しする補助の金額が見込んでいたころよりも少し、やはりこれも多めに見込んでおりますので、その見込んでいた金額が異なっていたということと、それと、それぞれの保護者さんへの補助を行わせていただくわけなんですけれども、それは保護者さんの所得に応じた補助を行いますので、そのときに見込んでいた所得の階層と実際の入園された方の所得の階層とが異なっていたということから、こういったかなり多額の不用額が出たということになります。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 結局、見込みよりも実際の入園した園児の数が少なくなってしまったということと、所得の。



学校教育課幼児教育課程担当副参事 はい。

滝澤委員 それはなかなか難しい話ですね。わかりました。

教育長 よろしいでしょうか。そのほかはいかがでしょうか。

各委員 そのほかの質疑・意見等なし。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、議案第5号につきましては原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、御異議なきようですので、議案第5号につきましては原案どおり承認といたします。続きまして、議案第6号 平成31年度津市一般会計予算<教委所管分>について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 議案第6号 平成31年度津市一般会計予算<教委所管分>につきまして、御説明を申し上げます。恐れ入りますが1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出の予算の総額を105億8,494万9千円としようとするものでございます。少しページが後ろになるんですけど、最終ページの27ページを開いていただきますようお願いいたします。平成31年度の当初予算額と今年の平成30年度の当初予算額の比較をさせていただきます。下段の一番下のところで合計欄のところですが、増減でございますが、前年に比べて8億6,132万1千円の減というふうになっておりまして、前年度対比7.5パーセントで、このようになっております。これだけ大きな金額が、ちょっと差が出ましたというのは、30年度は二期分の小学校のエアコンの関係の経費が入っていたりするんですけども、31年度は、エアコンの設置はするんですけども、もう、こちらでも御承認をいただき、議会にも提案しましたように12月補正で、繰越明許ということで、31年度もかけてや

るといようなかたちでもう予算を全て計上しておりますので、ほぼ、エアコン設置工事が無いということで、30年度は7億円程度エアコンの工事をしていたんですが、補正予算でもう全て、特別教室や普通教室の残りを全部やるというかたちで計上しましたので、31年度にはありませんので、その分で大きく差が開いております。そういうかたちでなっております、一般会計に占める教育委員会の関係の予算の割合も10.38パーセントから9.23パーセントに減っておりますが、実際は、繰越明許を足せば逆に増えていることになっております。そういうような状況でございます。それでは、ちょっと元に戻っていただきまして、事項別明細書により各項目の順に御説明をさせていただきたいと思っておりますので、5ページのほうへお戻りいただきたいと思っております。歳出(款)10 教育費 (項)1 教育総務費 (目)1 教育委員会費は、右側の教育委員会関係事業469万8千円の計上で、内容としましては、教育委員会の委員報酬をはじめ、三重県市町教育委員会連絡協議会負担金などの計上でございます。(目)2 事務局費は11億2,043万8千円の計上で、一般職給9億810万3千円は、6ページにかけまして、職員の93人分の給料、職員手当等の人件費でございます。事務局管理事業1億9,051万7千円は、臨時職員の社会保険料や賃金、事務局管理運営事業にかかる経費でございます。特別職給2,181万8千円は、特別職でございます教育長の給料、職員手当、共済費等でございます。(目)3 教育振興費は6億5,237万円の計上で、教育振興事務事業7,458万8千円は、7ページにかけまして、内容は、津市学校教育ネットワークの運営にかかる役務費及び機器借上料、クラブ活動振興補助金などで、通学通園対策事業7,404万2千円は、スクールバスの運営にかかる臨時職員賃金、燃料費、スクールバスの運行業務委託料など。健康教育推進事業745万6千円は、学校給食献立用ソフトの使用料、学校給食保存食の負担金などでございます。教育総合支援事業4億5,371万4千円は、特別支援教育にかかります支援員及び市臨時講師や学校図書司書等の賃金。8ページにかけまして、小中一貫教育ネクスト事業の委託料などでございます。教育研究推進事業166万円は、キャリア教育推進事業にかかる講師などの報償金、教育課題研究推進事業にかかる普通旅費などで、人権教育関係事業4,091万円は、外国人生徒・児童の通訳等の巡回担当員の賃金、市人権・同和教育研究協議会の補助金などでございます。(目)4 教育研究所費は3,984万円の計上で、一般職給2,053万6千円は、9ページにかけまして、職員2人の給料、職員手当等の人件費でございます。教育研究所管理運営事業1,300万2千円は、教育相談員にかかる賃金、教育活動指導研究委託料などで、教育支援センター事業630万2千円は、教育支援センター指導員にかかる賃金、教育支援センターの運営にかかる経費でございます。10ページをお願いいたします。(目)5 給食センター費は3億3,960万8千

円の計上で、一般職費5,102万円は、職員10名分の給料、職員手当等の人件費でございます。給食センター管理運営事業2億8,858万8千円は、給食センターの臨時の給食調理員等にかかる賃金、給食センター管理運営事業にかかる需用費、中央学校給食センターの調理・配送等の業務委託料などでございます。11ページをお願いしたいと思います。(項)2 小学校費 (目)1 学校管理費は31億3,651万円の計上で、一般職給7億2,395万7千円は、職員の107人分の給料、職員手当等の人件費で、学校職員関係事業38万8千円は、修学旅行等の引率補助金などでございます。学校管理運営事業5億9,926万9千円は、調理員及び用務員、臨時職員賃金、学校の管理運営にかかる需用費・役務費、及び学校警備・屋外遊具保守点検などの施設等の維持管理委託料などでございます。学校施設維持補修事業15億6,906万2千円は、校舎等の施設修繕料、12ページにかけまして、施設等維持管理業務委託料、新町小学校の第四期・藤水小学校第三期・西が丘小学校第二期の大規模改造工事、芸濃小学校の普通教室の増築工事などでございます。学校保健管理事業1億1,459万7千円は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬、眼科・耳鼻科検診などの報償金、各種検診等の手数料、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金及び災害共済給付見舞金などでございます。学校給食事業1億2,923万7千円は、学校給食の運営にかかります需用費や施設用備品費、給食調理の共同化に伴う配送等の業務委託料、配送車の車両の購入費などでございます。(目)2 教育振興費は3億7,022万5千円の計上で、就学援助事業1億2,815万円は、経済的な理由により就学困難と認められる児童にかかります扶助費で、教育指導活動支援事業2億3,484万5千円は、13ページにかけまして、教師用の教科書、指導書、及び特別支援学級指導用教材費、教職員用及び教員用のパソコン機器借上料、屋外遊具や教材などの施設用備品費などで、教育研究推進事業593万円は、特色ある学校プロジェクト推進事業にかかる委託料などで、人権教育推進事業130万円は、人権学習推進事業の講師にかかります報償金、外国人児童資料購入にかかる消耗品費などでございます。(項)3 中学校費 (目)1 学校管理費は13億4,476万円の計上で、一般職給2億2,047万8千円は、職員27人分の給料、職員手当等の人件費でございます。学校職員関係事業219万5千円は、14ページにかけまして、修学旅行等の引率補助金などで、学校管理運営事業2億3,034万円は、調理員及び用務員などの臨時職員賃金、学校管理運営にかかります需用費・役務費、及び学校警備・屋外体育用具の保守点検などの施設等の維持管理委託料でございます。学校施設維持補修事業8億1,460万3千円は、校舎等の施設修繕料、施設等の維持管理委託料、南郊中学校の第三期・久居中学校第二期の大規模改造工事などで、学校保健管理事業6,159万8千円は、学校医、学校歯科医及び学校薬

剤師の報酬、眼科・耳鼻科検診などの報償金、各種検診手数料。15ページにかけまして、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済掛金納付金及び災害共済給付見舞金などで、学校給食事業1,554万6千円は、学校給食の運営にかかります需用費、備品購入費などでございます。(目)2 教育振興費は2億6,475万5千円の計上で、就学援助事業1億553万7千円は、経済的理由により就学が困難と認められる生徒にかかる扶助費で、教育指導活動支援事業1億5,454万9千円は、教師用の教科書、指導書及び特別支援学級の指導用教材。教職員用及び教員用のパソコン機器借上料、教材などの施設用備品費などで、教育研究推進事業404万9千円は、16ページにかけまして、特色ある学校プロジェクト推進事業にかかる委託料などで、人権教育推進事業62万円は、人権学習推進事業の講師にかかる報償金、外国人生徒資料購入にかかる消耗品などでございます。(項)4 幼稚園費 (目)1 幼稚園費は12億3,891万6千円の計上で、一般職給7億5,281万8千円は、職員98人分の給料、職員手当等の人件費で、幼稚園職員関係事業57万1千円は、職員の自家用車の公用使用に伴う使用料などでございます。幼稚園管理運営事業1億6,770万9千円は、幼稚園教諭などにかかります臨時職員賃金、幼稚園の管理運営にかかる需用費、17ページにかけまして、幼稚園警備の警備費や屋外遊具の保守点検などの施設等の維持管理委託料、管理用の備品購入費などでございます。幼稚園施設維持補修事業3,241万5千円は、園舎等の施設修繕料、施設等の維持管理委託料、補修用原材料費などで、幼稚園保健事業2,046万3千円は、幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の報酬、眼科・耳鼻科検診などの報償金、各種検診等手数料、18ページにかけまして、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金及び災害共済見舞金などで、幼稚園給食事業45万9千円は、幼稚園給食の運営にかかる需用費、施設管理業務にかかる委託料などで、教育指導活動支援事業873万6千円は、教材用消耗品費、保育用の備品購入費などで、私立幼稚園援助事業2億5,367万3千円は、民間特定教育・保育施設運営事業負担金、私立幼稚園就園奨励費補助金などでございます。教育研究推進事業161万7千円は、ゲストティーチャー等の講師にかかる報償費、普通旅費、教育研究用消耗品費、研修会等の負担金などで、人権教育推進事業45万5千円は、人権学習推進にかかる報償金、人権啓発幼児用図書購入の消耗品費などでございます。19ページをお願いいたします。(項)5 社会教育費 (目)1 社会教育総務費は11億849万円の計上で、一般職給2億9,674万8千円は、職員31人分の給料、職員手当等の人件費でございます。生涯学習振興事業4,645万9千円は、社会教育委員の報酬、学校体育施設開放にかかります施設修繕料、学校体育施設開放業務委託料、津市社会体育振興会等への補助金などでございます。青少年対策事業3,206万4千円は、青少年センタ

一の相談員報酬、20ページにかけまして、地区青少年育成活動及び津市子ども会育成者連合会等の補助金でございます。放課後児童健全育成事業7億957万7千円は、放課後児童クラブの施設修繕料、椋本地区放課後児童クラブの実施設計、上野地区や大里地区の放課後児童クラブの整備にかかります工事請負費、放課後児童クラブ全体の運営費補助などでございます。成人式関係事業297万2千円は、交通誘導の業務委託料、成人式実行委員会への負担金などで、人権教育関係事業2,067万円は、人権教育指導員の報酬、21ページにかけまして、人権教育サポーターにかかる臨時職員賃金、人権教育講習会などの講師にかかる報償金などでございます。(目)2 教育集会所費は4,441万6千円の計上で、教育集会所管理運営事業4,441万6千円は、教育集会所にかかります人権教育指導員の報酬、臨時職員賃金、講師報償金、教育集会所の管理運営にかかります需用費などでございます。(目)3 公民館費は3億9,520万9千円の計上で、一般職給5,131万7千円は、22ページにかけまして、職員6人分の給料、職員手当等の人件費でございます。公民館管理運営事業2億6,438万円は、公民館の館長及び公民館主事の報酬、臨時職員賃金、公民館施設管理運営にかかる需用費、施設維持管理委託料、津市センターパレス施設管理負担金などでございます。公民館講座等関係事業5,710万2千円は、各種講座の講師に係ります報償金、公民館事業バス運營業務委託料などでございます。23ページをお願いいたします。公民館施設整備事業2,241万円は、旧一身田公民館の解体工事費などでございます。(目)4 図書館費は3億9,087万4千円の計上で、一般職給1億6,013万1千円は、職員16人分の給料、職員手当等の人件費で、図書館管理運営事業1億2,925万6千円は、図書館司書補佐などの臨時職員賃金、図書館管理運営事業にかかる需用費などでございます。24ページでございます。図書館活動事業1億148万7千円は、図書及び視聴覚資料購入にかかる消耗品費、図書館情報システム保守サポート委託料、機器借上料などでございます。(目)5 文化財保護費は1億3,384万円の計上で、文化財保護関係事業2,576万4千円は、臨時職員賃金、文化財施設維持管理委託料などでございます。25ページをお願いいたします。埋蔵文化財保護関係事業7,295万3千円は、埋蔵文化財調査補助員などの臨時職員の賃金、埋蔵文化財センター管理にかかる需用費、発掘調査業務委託料、埋蔵文化財センター久居分室の解体工事費などでございます。資料館等管理運営事業3,512万3千円は、資料館の臨時職員賃金、資料館等管理運営にかかる需用費、資料館等施設管理業務委託料、収蔵資料の集約化のための収蔵資料等の移設業務委託料などでございます。以上で説明を終わります。御協議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、議案第6号につきまして、御質問等ありましたらお願いします。中村委員どうぞ。

中村委員 給食センター、久居と一志で、久居のほうの浄化槽が過去にいろいろ問題があったんですけど、その状況と、それから、一志のほうも施設が古くなっていたと思うんですけども、その辺りの現状とあわせて、今回の予算には多分挙がっていないのかなと思うので、状況だけ確認をさせていただきたいと思うんですが。

教育長 わかりますか。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 ちょっと給食担当がおりませんので、後で呼びましようか。私では十分ではないと思いますので。状況は変わってないんです。

中村委員 変わってないんですか。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 中村委員がしてもらっていたときに、

教育総務課調整・企画管理担当主幹（兼）企画員 来年の給食センターにあたりまして、西が丘小学校が大規模改修を行うため、中央給食センターのほうから給食を持っていくという関係でちょっと量が増える、ということになりまして、浄化槽の量も増える見込みですもので、薬剤のほうを投入して浄化槽の水質のほうがよくなるように、その分の委託料、薬剤の散布の委託料はのっていますけど、状況としては参事が言われたとおり大きくは変わっていないんですけど、来年は処理する食数が増えますので、ちょっとその部分に対しては、浄化槽の薬剤投入をして状況を確認していきたいと思います。

中村委員 ありがとうございます。それで結構です。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 よろしいですか。

中村委員 あと、今後、

教育長 中村委員、続けて。

中村委員 先ほどの御説明で久居の埋蔵文化のセンターの解体という、あれはお寺の横のところでしたかね、場所は。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 お寺のあるところの、元町の。

中村委員 元町のところですね。解体するんですか。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 ええ。あちらが来年度末に賃借の契約が終わりますもので、もう、あそこについては、公共施設の集約化というかたちで、解体をして、津のほうへ持って行ったりとか、久居のふるさと文学館のところも活用しながら多少展示もしたいというかたちで、解体が昨年度に確か政策決定されまして、もう今年は解体の設計をしております。

教育長 どうぞ中村委員。

中村委員 そうすると、ちょっと余談ですけど、あそこに織物の機械が置いてありましたが、それももう。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 あちらは、織物をやっていただくクラブの方といいますか、その方がやっていただいています、どこかの空いている小学校でしたか、きちんと手配しまして、本人さんたちも見ていただいて、「ここなら移転してやれます」ということで、新しいところに動いていただくかたちで手配をしております。

中村委員 こちらが手配したんですか。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 こちらもいろいろ施設を探してあげて、「どうですか」というようにはさせてもらっている。賃料はいただきますけども、向こうの方はわかりませんので、「こういう公共施設がありますよ」ということで、見ていただく御案内はいたしました。

中村委員 わかりました。

教育長 よろしいでしょうか。そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

上島委員 ちょっと、あの。

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 バーッと聞かせてもらってですけども、今年というか来年、31年度の、いわば予算を組んだ目玉は一体何ですか。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 例えばですね、

教育長 どうぞ。

（事務局 資料確認中）

上島委員 例えばですね、ずっと例年やってきたけど、これはもう必要ないからやめたとか、これはほかにないけども、来年度からはやはりこれは必要だということにつけたとか、それはありますか。

教育長 どうですか。下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 拡充というかたちには、もう、施設整備は、毎年やりながら拡充をしておりますというところと、あと、弁護士協会でしたか。

教育長 連携協定。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。あちらとの連携協定というのが新規事業で、予算はそんなに大きくないんですけども、事業としては非常に効果的な事業ということで、この前の定例記者会見でも発表したようにそういう新規事業はございますし、あと、よく御心配をいただく特別支援教育支援員、これは毎年配置はしているんですけども、年々増員をしております、今年も179名から5名を増員して184名の予算を取っている。増員していくというようなかたちで、目玉的ではないんですけども、例年よりも徐々に予算を増やしながら充実させているという事業がございますし、教員支援員についても2カ年目で充実するというかたちをとっておりますので、特段、新規といいますと、先ほども言いましたように、弁護士さんとの連携協定になるんですけども、充実という面で予算を増やしているというような状況でございます。あと、放課後



児童クラブの整備も、毎年やっておりますけども、来年も3つの、2つ整備して1つは設計にかかっていく、というようなかたちですね。時代に応じて必要ですので、どんどん整備をしていくというかたちはとらせていただいています。

上島委員 あの、

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 以前にも言わせてもらったんですけども、ほかの市や町になくてもですね、津市はぜひとも、「こういうのがあるんだ」というものがやはり必要ではないかなと。いつか言わせてもらったんですけど、職員のインフルエンザの予防接種は義務化すべきじゃないかと。教室にいる指導者がかかってしまったら何にもならないじゃないかと。なので、そういったものは個人がとるのではなくて、強制的にやるんですね。強制も本人によりますけれども、市がきちんとして補填してやるべきじゃないかな、ということは思うんですけども、そういったもののいわば芽だしみたいなものです、全国に先駆けてもやはりやるべきではないかなと。やることもあると思うんですけど、それは、市が「インフルエンザに先生がかかったらいけない」と言いながら、「予防接種はあなたが打ってきなさい」では、やはり駄目ではないのかなと。そういった面でのですね、いわば津市独特のものというのを何かもっとつくってほしいな、という気がしますものでちょっと聞かせてもらいました。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

中村委員 あの、

教育長 中村委員どうぞ。

中村委員 これ、骨格予算だと思うんですけども、市長選挙との関係で。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。

中村委員 それ以降に、選挙が終わった後、再構築をされると思うんですけども、市長が決まらない段階では少し言いにくいのかもわかりませんが、何か、「これはあげたいと思っている」というようなことはありますか。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 教育委員会としましては、桃園小学校が非常に児童数が増えて狭あい化しているということを聞いておりますので、来年度、校舎の、あそこはプレハブ校舎があるんですけども、教室として使っておりますので、この教室のプレハブを解消して、会議室等にして使っていただくようにするのですが、会議室として活用しながら何とか校舎のほうに教室を持ってくるということで、増築工事をやりたいと考えておりました、市長がそのままであれば、市長は御賛同をいただいておりますので、骨格予算の肉付けというかたちで成立するのではないかと考えております。

中村委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。ほかはよろしいでしょうか。

各委員 そのほかの質疑・意見等なし。

教育長 それでは、ないようですので、議案第6号につきましては、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、御異議なきようですので、議案第6号につきましては原案どおり承認といたします。続きまして、議案第7号 平成31年度教育方針について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 はい。

教育長 下里参事。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 続きまして、平成31年度教育方針についてということで、この教育方針につきましては、以前、教育委員の皆様から御意見を頂戴したいということで2月8日に開催をされました総合教育会議の終了後に素案のお渡しをさせていただいたと思うんですが、その後、御修正の御指示というのがございましたので、事務局のほうで一部修正を行いまして、明日開会される予定の市議会のほうに、教育方針の説明を行うために、本日の朝なんですが議会事務局にこの教育方針を提出させていただいております。申し訳ございません。ただ今から、私のほうから教育方針の最終の案の全文を朗

読いたしますので、恐れ入りますが御確認をお願いしたいなと思います。それでは朗読をさせていただきますのでよろしく願いいたします。資料を1枚、表紙をめくっていただきましてお願いします。

平成31年度に重点的に取り組む教育施策の方針について御説明申し上げます。平成31年度は、30年間続いた平成の時代が終わり、新しい元号の時代となりますが、この30年の間でも、少子高齢化や情報化、国際化などの進行による社会全体の更なる変化は、教育の分野にも様々な影響をもたらし、学校の抱える課題はさらに増え続ける傾向が見られます。こうした時代にあって、将来の社会を担っていく子どもたちが、夢や希望を持ち続けながら、未来をしっかりと生き抜いていく力を身につけていくため、教育の果たす役割は大変大きなものがあります。津市では、平成27年度から設置されている総合教育会議において、今日的な教育課題についての協議を重ね、施策を積み上げてまいりました。平成30年度の総合教育会議では、5回の開催の中で、学力向上や働き方改革、市立幼稚園の今後のあり方などについて協議を行うとともに、総合教育会議懇談会という形で、校園長や現場教職員、津市PTA連合会の皆様とも話し合いを行い、学校や保護者の思いを直接お聞きしてきました。平成31年度もこうした協議で得られた現場の思いを大切にして、本市の教育大綱や昨年4月に策定した「津市教育振興ビジョン」を踏まえ、柔軟かつ着実に教育行政を進めてまいります。まず、学校教育の充実について申し上げます。小中一貫教育については、中学校区で子どもを育てるという共通認識の下、学校間連携が進み、小学校から中学校までの9年間を見通した指導や支援のより一層の充実を図っています。平成31年度は、小学校では2020年度から、中学校では2021年度からの新学習指導要領の全面実施に向け、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善を引き続き行っていきます。具体的には、これからの子どもたちに必要とされる資質や能力の育成を図るため、モデル校において、英語教育やプログラミング教育など、特定のテーマに特化した研究プロジェクトに取り組み、モデル校から発信される先進的な取組や公開授業などを通じて、中学校区及び津市全体に成果等を浸透させてまいります。また、平成28年度に作成した「津市版授業改善マニュアル」及び試行的に導入しているデジタル教科書や津市版のデジタル教材等を効果的に活用し、基礎・基本の定着を図り、より分かりやすい授業を実現するための取組をさらに推進します。いじめの問題や増加傾向にある不登校については、各種研修会や関係機関等との連携による早期解決や未然防止につながった対応についての事例検討会の開催など、課題の改善に向けた取組をさらに強化してまいります。特別支援教育については、平成30年度末完成予定の「津市版特別支援教育ハンドブック」を活用し、特別な支援が必要な子どもたちへの理解や指導方法等について共通理解を図っていきます。また、特別支援教

育支援員や学校サポーター等の人的支援を効果的に活用し、関係機関等との連携の下、適切な対応につなげることができる体制をさらに強化するとともに、特別支援教育支援員を5名増員し、特別な支援が必要な子どもたちへのきめ細かな対応を進めてまいります。外国につながる児童・生徒の教育については、日本の学校生活に早く適応し、不安なく過ごせるよう、初期日本語指導教室「きずな」の教室長及び副教室長を中心に市民ボランティアの方々の協力もいただきながら、支援体制の更なる充実を図ってまいります。以上のような取組が成果を上げていくためには、管理職のマネジメント力や教員一人一人の指導力及び対応力の向上が不可欠になります。子どもたちの安全安心を確保し、「学ぶ喜び」や「わかる楽しさ」を実感できるような授業改善を図るため、研修会や指導主事の学校訪問などあらゆる機会をとらえその内容を充実させることにより、教職員の力量向上に努めてまいります。教職員の人材育成とともに、信頼される学校づくりを進めていく上では、教員の持つ力を最大限子どもたちに注いでいけるような学校への支援策を充実させていく必要があります。平成30年度から配置した教員支援員については、教職員へのアンケート結果からも子どもたちと向き合う時間の確保に十分効果があることが伺えたため、大規模な小学校への増員や小規模な小学校への新たな配置等を行うことにより、拡充を図ってまいります。また、教員の事務的作業の一層の軽減を図るため、統合型校務支援システムの機能の拡充を図るほか、「津市立中学校部活動指針」に基づき、部活動の休養日の適切な設定を通じて子どもたちや教員の負担軽減を図るとともに、専門的な知識や技能を生かし顧問として指導を行うことができる部活動指導員の増員を図ってまいります。

教育長 行なって。

教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長 失礼しました。増員を行なってまいります。さらに、三重弁護士会と連携協定を結び、学校だけでは解決が困難な事案に対して、法律の専門家である弁護士の知識や経験に基づいた指導・助言を得ることで、課題の早期解決・未然防止の取組や学校の相談体制の充実につなげ、子どもの最善の利益の確保や教員の精神的負担の軽減を図ってまいります。幼児教育については、2019年10月からスタートする幼児教育・保育の無償化への対応とともに、園児数の減少する市立幼稚園における適正規模集団の確保に向けて、各地域の実情を十分に踏まえながら今後の市立幼稚園のあり方についての検討を引き続き進めていきます。また、平成31年度は、次期の津市子ども・子育て支援事業計画を策定する年度であることから、教育委員会といたしましても、市立幼稚園のあり方についての検討結果を計画案にしっかりと反映で

きるよう取り組んでまいります。さらに、平成30年度末に完成する津市幼児教育・保育カリキュラムを活用し、認定こども園や保育所との連携を図りながら、本市の幼児教育の充実を目指してまいります。これまで申し上げてきました

教育長 述べて。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 これまで述べてきました学校教育の充実を図るため、子どもたちの安全安心でより快適な教育環境を整えてまいります。学校施設の大規模改造事業については、昨年度に引き続き、新町小学校(第四期)、藤水小学校(第三期)、南郊中学校(第三期)、西が丘小学校(第二期)、久居中学校(第二期)の5校の改修工事を進めていきます。また、芸濃小学校では、児童数の増加に伴い、普通教室棟の増築が必要となるため、増築工事を行います。小中学校のエアコン整備については、昨年の猛暑を受け、早期設置を望む声が多数寄せられました。それに応えるため、小学校の普通教室へのエアコン整備については、整備計画を前倒しして、2020年度完成予定の第三期分を含む29校への設置を行います。さらに、小中学校の特別教室等にも追加して整備を行い、子どもたちが授業に集中できるよう学習環境の改善を図ってまいります。学校トイレの洋式化については、平成29年度までにトイレ快適化計画により整備してきましたが、今後も大規模改造工事やトイレの修繕等において洋式化に取り組んでいきます。その他の維持補修についても、適切に修繕等を行い、施設の適正な維持管理を行ってまいります。また、給食提供の共同化については、衛生管理の徹底した給食の提供、調理業務及び財政の効率化を図るため、平成31年度は、安東小学校で配膳室の整備を行い、共同化を開始します。さらに、大規模改造工事を行う西が丘小学校及び藤水小学校においては、給食室をドライシステムに改修し、安全安心な給食を提供してまいります。次に、児童の放課後等の安全安心な居場所づくりについては、共働き家庭の増加等に伴い利用ニーズが年々高くなり、放課後児童クラブの充実を求める保護者の声が高まる中、利用児童数の増加による施設の狭あい化や専用施設の確保が課題となっています。このような課題の改善に向け、北立誠地区放課後児童クラブの2つ目の施設を閉園後の北立誠幼稚園舎の保育室に整備することをはじめ、民家を借用して運営している大里地区放課後児童クラブの大里小学校1階会議室への移転整備、上野放課後児童クラブが借用している上野小学校体育館2階ミーティングルームを当該クラブの専用施設とするための整備を進め、適正な児童の放課後等の居場所を確保してまいります。また、棕本地区放課後児童クラブについては、(仮称)芸濃こども園の整備に合わせ、芸濃保育園跡地への2つ目の施設の整備に向けた実施設計を行います。放課後子供教室については、平成30年度に設置した

明地区、辰水地区に加え、新たに草生地区、美杉地区に設置を進め、放課後等における安全安心な居場所を確保してまいります。公民館については、老朽化が進む橋南公民館の移転に伴う旧修成幼稚園舎改修の実施設計を進めるほか、維持補修についても、修繕等による適正な維持管理に努めるなど、生涯学習環境の改善を進めていきます。また、公民館活動としては、ボランティア養成等の講座をはじめ、人材を育成する講座の開催による地域の人材育成を進めることなどにより、公民館の活性化を推進するとともに、公民館の受講生等の仲間づくりを支援し、地域の人をつなぐ地域活動の拠点としての機能を推進してまいります。図書館については、読書が習慣として身に付くような環境づくりを進めるため、講座やイベントを充実させ、本に触れ合う機会を増やし、子どもから大人までが読書への興味や関心をさらに高められるような取組を進め、利用促進を図ってまいります。また、久居ふるさと文学館の利用者用駐車場については、旧津南工事事務所跡地を駐車場として整備するとともに、三重中央農業協同組合営農センター久居の用地の一部を賃借して駐車場とします。さらに、今後、同文学館の展示ギャラリーの機能向上を図ることにより来館者の増加が見込まれることから、同組合営農センター久居の用地の全部取得について協議を行ってまいります。文化財の保護・活用事業については、国の登録有形文化財である旧明村役場庁舎が昨年9月2日に開館し、土日の一般公開のほか、放課後子供教室としても多くの方に御利用いただいております。地域コミュニティとしての活用も含めて、地域の方々との連携を深め、より積極的に公開活用を進めてまいります。また、公共施設の再編に伴い、安濃郷土資料館は、サンヒルズ安濃内の施設として移転し、白山郷土資料館は、その展示機能を白山公民館2階へ移転してまいります。これらの資料館については、この機会を捉えて地域の特徴を資料によって分かりやすく展示を行い、さらに、これら以外の資料館等については、企画展示による収蔵資料の公開やボランティアガイド会との連携を通じて、津市の魅力ある歴史・文化を発信してまいります。以上、平成31年度の教育方針について御説明申し上げます。今後も総合教育会議での議論を大切にしながら、その時点における教育課題を的確に把握し、教育委員会として、市民に開かれた教育行政の下、津市の子どもたちの幸せな将来を見据え、教育施策を具現化していく必要があります。そのため教育委員会は、教育施策の検証と改善を進め、庁内外の様々な機関と連携して、協力をいただきながら、着実に教育行政に取り組んでまいります。市民の皆様、議員の皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。この内容で明日の議会で説明をさせていただくということをご予定しております。よろしく願いいたします。

教育長 それでは、議案第7号につきまして、御質問等がございましたらお願い

します。

上島委員 あの、

教育長 どうぞ上島委員。

上島委員 これはこれでいいんですけども、学校教育と社会教育を見たときに、学校教育というのはもっとう、いわば大きな流れの中のどうしていくかというのがあるんですけど、社会教育はもう、今あることをどうするかだけで、社会教育の中で、津市は、例えば学校教育とどうつなげていくのかとかですね、「こういう社会教育の発展を目指すんだ」とか、そういった部分がないんです、はっきり言って。ここの政策を変えますよ、こうしますよ、というだけでは、「では、この社会教育はこの津市の中でどんな役目をするんだ」という根幹が見えてこないもので。これは、だからどうかじゃないんですけども、例えば、特別支援教育、学校教育の中ではかなりうたわれているんです。では、学校教育だけで本当に理解されていくのかと。もっと社会教育の中で、例えば公民館講座の中だとかいろいろな中でそういったものがなかったら、本当に世の中の中で特別支援教育を理解していけるのかどうかというふうなことを、やはり津市としては今後考えていくべきじゃないかと。そういった面での何か連携なりがほしいなという気が、これは「だから、どうこうしてくれ」というわけではないんですけども、そういう同じような歩調で学校教育も社会教育も進んで行ってほしいな、という気がするんですね。

教育長 ありがとうございます。そのほかに何かございましたらお願いします。

富田委員 ではいいですか。

教育長 はい。富田委員どうぞ。

富田委員 先ほどのお話ともちょっと重なるかたちになるかと思うんですけども、例えば6ページにあるような図書館についてですね。これも、読書が習慣として身につくような環境づくりということで、何かやはり、図書館、これは学校教育の部分にあったような「わかる楽しさ」とか「学ぶ喜び」というところとも結構つながっているような感じはするんですけども、そうした読書習慣を身につけるといって、単に図書館だけの問題としてではなくて、やはり学校教育の中でもつなげて、どのように具体的に取り組んでいくか、というところが

もう少し今後はあるといいのかな、という。特に図書館については、ここ4行ほど書かれているんですけども、何となく、毎年繰り返されているのかな、という感じで具体性がもう少し「新しくこういうことをやっていきます」というのが今後は盛り込まれていくといいのかな、というふうな印象をちょっと受けました。

教育長 ありがとうございます。そのほか何か。

滝澤委員 はい。

教育長 滝澤委員どうぞ。

滝澤委員 これ、教育方針という言葉がですね、一般的にはもう少し何というか、精神的な支柱みたいな、「このような子どもに育てる」みたいな理解を私はしていたんですが、この、教育方針というテーマで、結果的には施策の方向性とか、施策の概要の説明というようなかたちになっているような気がするんです。だから、一般的に教育方針というと、「うちの子はこういうふうに育てます」みたいな、何かもうちょっと、目指すべき精神的な支柱みたいなことをいうように思うんですが、これはこれで別に「直してほしい」ということはないんですが、施策としてどういうふうにしていく方針かということをごここで言っている、ということは理解しております。私としては、今回、31年度のこれは網羅的なものですから、特にこの重点施策とかですね、特に重点的にここに取り組むというところが網羅的になっているものだから、ちょっとわかりにくいという気がします。特に教育の大綱の中では、教員が子どもたちと向き合う時間を確保して、それは何のためかという、教員が授業に専念できるような環境を整えて子どもの学力を向上させるため、というふうに思うんですけども、網羅的に全部これが、それにはほぼつながっていると思うんですが、何か力が分散されて表現されているような感じがして、どこが目玉なのかというところがわかりにくいような気がします。一般的な感想で申し訳ないんですけども。この方針は全て予算に反映していないといけないと思うんですが、その連動性は確保していただいているかどうかということと、それからもう一つ、個別のことにつきましては、幼児教育の無償化が2019年10月からスタートするということで、4ページの上のほうにはそれは書いてあるんですけども、これに対応する具体的なことについては「引き続き検討を進めていく」ということに留まっております。予算との関係で、この幼児教育が無償化になったらどのような対応をするのかということが予算と連動しているのかどうか。それについても、ちょっと個別



に、具体的なことで申し訳ないんですが、お聞きしたいなと思っております。

教育長 では、予算のことなので、下里参事。

教育事務調整担当参事(兼)教育総務課長 基本的には今ここで記述しているものについては予算が計上されているものです。先ほど聞かれた幼稚園の無償化の対応につきましては、まだ概要がはっきりしておりませんので、今ちょっと財政局当局とも詰めているんですけども、当初予算では計上せずに、状況がわかり次第、6月補正とか、6月というのは10月に間に合わせないといけないので、6月補正で計上していくというような、そういうふうな考え方で今思っております。ですので、幼児教育の部分だけに書いてありますが、ここはちょっと、予算化されていないんですけども、6月で補正をしていくというような、ほかは大体予算がもう整っております。

滝澤委員 はい。わかりました。

教育長 そのほかはいかがでしょうか。

各委員 そのほかの質疑・意見等なし。

教育長 いただいた御意見はまた来年度に参考にしてやってもらいます。ありがとうございます。それでは、このかたちで、明日、自分のほうから議場のほうで御説明をさせていただきたいと思っておりますので、承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは、議案第7号につきまして、原案どおり承認といたします。続きまして、議案第8号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長 教育長。

教育長 伊藤教育支援課長。

教育研究支援課長 第8号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について、御説明させていただきます。今回の改正は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育委員会が所管する学校ごとに学校運営協議会を設置することが努力義務化されたことに伴い、市内全ての学校に学校運営協議会を設置するにあたり、他市の学校運営協議会委員報酬の額を踏まえまして、所要の改定を行うものです。恐れ入りますが、次のページの「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表」を御覧ください。これまでの、市内に3校ございました学校運営協議会を設置する学校の委員報酬につきましては、区分を地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関の委員等として、月額9,000円としておりました。このたびの改正で学校運営協議会の区分をおこしまして、報酬の額を月額1,000円とするものです。なお、このことにつきましては、平成31年第1回市議会定例会におきまして議案として提出を予定しております。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 議案第8号につきまして、ほかに御質問等がございましたらお願いします。

上島委員 これちょっと、

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 一応、報酬として出す以上は、年間何回とか、そういう規定はありますか。

教育長 伊藤課長。

教育研究支援課長 各学期に1回はするということで、年間3回ということで予算取りのほうをさせていただいております。

上島委員 3回以内にしてくれと。3回にしてくれと。

教育研究支援課長 3回。

上島委員 もっと必要、逆に言ったら、例えば、緊急事態だから臨時に集めたりということとはできないということですね。

教育長 伊藤課長。

教育研究支援課長 その内容にもよるんですけども、どうしても開かなければいけないときには教育委員会のほうに御相談をいただき、そのときの臨機応変に対応することになると思いますけども、原則といたしましては各学校3回というふうに予定をしております。

教育長 よろしいでしょうか。

上島委員 あの、よろしいですか。

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 いいんですけども、もっと臨機応変というか、校長に対して権限を与えてやるべきだと思うんです。いちいち教育委員会にどうしようかと相談しないといけない。「これはしよう」と思ったときに、「開くぞ」ということは言ってもらったらいいと思うんですけども、「予算がないからどうしようか」という問題ではなくて、やはり、校長がもっと、何か、権限があるようで校長に権限がないようなところがいっぱいありますもので、そういった面で、はっきり言えば、予算面では全く権限がないんです。教育委員会もあまりないけど。校長に予算面でほとんどないもので、何かもっと考えてやってほしいなという気がします。特にこの運営委員会などは、それこそ学校によって、このことを開くことによって、総合教育会議でさえ2か月に1回開いているんですから、学校ももっと、開けば開くほどいろいろなものが見えてくるところもあるもので、そこら辺は学校長の手腕にかかってくるんじゃないかと思imasので、予算取りはしてありますけども、臨時で「やらせてくれ」と言ったらどんどんやらせてやってもらいたいなと思います。

教育研究支援課長 教育長。

教育長 伊藤課長どうぞ。

教育研究支援課長 現在も3校がコミュニティ・スクールということで学校運営協議会のほうを設置しております、年間3回の協議会をしているわけなんですけども、それ以外にも、学校会合があったときにはこの委員の方にも来ていただいたりであるとか、それから、全員がそろうことがなくても何かあったとき

には学校へ寄っていただいて相談に乗っていただくというふうなことも学校のほうはしておりますので、そういったことも含めて委員会のほうの運営のほうをしていきたいというふうに考えております。先ほどあったように、全員が集まっていたくようなことが3回以上必要な場合には、そのときにしっかりと考えて前向きに検討していきたいというふうに思います。以上です。

教育長 そのほか、何かございますでしょうか。

各委員 そのほかの質疑・意見等なし。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、議案第8号につきまして、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。それでは、御異議なきようですので、議案第8号につきましては原案どおり承認といたします。続きまして、議案第9号 津市学校運営協議会規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長 教育長。

教育長 伊藤課長。

教育研究支援課長 教育研究支援課長です。議案第9号 津市学校運営協議会規則の一部の改正について、御説明をさせていただきます。恐れ入りますが資料のほうを御覧ください。すみません。説明をさせていただきます前に、1か所訂正がございますので、よろしく願いいたします。対照表のほうの4分の2のページなんですけれども、第9条ですが、「法第47条の6第3項の教育委員会規則で定める事項は」となっておりますけれども、その部分ですが「法第47条の6第4項」というふうに訂正させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。それでは、説明のほうをさせていただきます。今回の改正は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育委員会が所管する学校ごとに学校運営協議会を設置することが努力義務化されたことに伴い、市内全ての学校に学校運営協議会を設置することにあたり改正を行うものです。対照表を使いまして概要のほうを説明させていただきます。まず第1条ですけれども、これまで現行の規則におきましてはその学校運営協議会を設置してい

る学校を「指定学校」というふうに呼んでおりました。これは、所管に属する学校のうち、指定する学校、「学校運営協議会を設置する」と指定する学校のみこの規則が該当する、ということになっておりましたので、指定学校というふうになっておりましたが、このたびの法の改正に伴いまして、全ての学校に学校運営協議会を設置するというふうになりましたので、左側、改正後のところですが、第1条の中にありますように「指定学校」という部分を「対象学校」という言葉に改正をさせていただきます。これは国の法の文言をそのまま使わせていただいております。それから、第2条、目的ですけれども、現行には目的というものがあるけれども、目的というかたちで表記をさせていただいている箇所がございませんでしたので、このたびの改正を受けまして目的を挿入させていただきました。第2条がその目的になっております。それから、第3条ですけれども、第3条につきましては、これが現行と大きく異なる場所なんですけれども、まず、現行については、先ほど申し上げましたように所管する学校のうち、指定する学校のみ学校運営協議会を設置することだったんですけれども、今回は全ての学校に設置する、それとあわせて、「ただし、～」のところなんですけれども、「小中一貫教育を施し、その他教育委員会が二以上の対象学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の対象学校について一の協議会を設置することができる。」というふうに法のほうが改正されて、2校以上の学校と一緒に協議会の設置をすると、合同で設置をすることが可能になりましたので、それを規則の中に改正というかたちでうたわせていただいております。それから、次のページに移っていただきまして、4分の2のページを御覧ください。第4条ですけれども、現行につきましては協議会の委員を15人以内というふうにさせていただいているんですけれども、いろいろな、他市町の状況であるとか先進的に進めていただいているところの状況を確認させていただきましますと、大体10名前後というふうな委員の組織になっております。津市の場合には既に3校学校運営協議会を設置している学校がございまして、南が丘小学校が今12名で一番多い人数になっております。その12名を、今回、改正の人数とさせていただきます、「協議会の委員は12名以内とし、次に係る者のうちから組織し、教育委員会が任命する。」というふうにさせていただきます。先ほど申し上げたように、二以上の対象校について一の協議会を設置する場合にあたっては、15名というふうに少し人数を多くさせていただきます。その委員が、どのような方が委員になっていただくかということにつきましても、こちらのほうに(1)から(5)に明記をさせていただきました。この(1)から(5)に該当する方につきましては、平成29年度、それから今年度、30年度、2年間かけまして、学校の評議員であるとか学校関係者評価委員になっておられる方がどういう方になっておられるか、または、各中

学校区を訪問させていただきまして、どういう方がそれぞれの地域におられてこれに該当してくるか、というふうなことを聴き取りさせていただく中で、このような表記をさせていただければ全ての学校から挙げていただいた方がいずれかに該当するのではないかということで、このようなかたちで表記をさせていただいております。それから、その次、めくっていただきまして、4分の3のページを御覧ください。改正後の2のところですけども、この内容につきましては、先ほど、「一校につき学校運営協議会を設置する」ということではなくて、「二以上の学校に一の協議会を設置してもよい」というふうなことをうたわせていただいておりますので、その場合ですけれども、それぞれの学校の運営基本方針を承認していただくということではなく、その、合同で協議会をする場合においては、小中一貫教育目標及び小中一貫運営基本方針、こういったものをそれにあてることができるということで、これを明記させていただきました。これにつきましては、文部科学省のほうにも確認をさせていただきまして、こういったかたちで合同である場合については、本来は各学校の学校運営基本方針を承認していただくということなんですけども、合同の可能性がある場合には教育委員会規則の中にうたっておいたほうがいいということが、国のほうからそういった御指摘をいただきましたので、そのようなかたちで表記をさせていただいております。それから、第10条です。改正後の第10条ですけれども、「法第47条の6第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、対象学校の校長等が合意した事項とする。」というのを新しく新設させていただきました。この法第47条の6第7項の内容につきましては、このような内容になっております。「学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は学校に対して、意見を述べることができる。」このような内容になっておりまして、この第10条をこのようなかたちで明記させていただきましたのは、学校運営協議会が教育委員会や校長に対して意見を述べるときは、個人の意見がそのまま尊重されるのではなく、合議体としての意見を述べていただくということが必要になってくる、というふうなことが思われますので、このようなかたちで表記をさせていただきました。概要について、説明は以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 説明は以上ですけども、何か御質問等ございましたらお願いします。

上島委員 よろしいですか。

教育長 はい。上島委員どうぞ。

上島委員 今ある学校運営議会というのは、市教委が任命しましたか。

教育研究支援課長 はい。

上島委員 そうですね。これもそうなんですか。

教育研究支援課長 はい。

上島委員 大変ですね、これ。

教育研究支援課長 そうです。これも国の方が、

教育長 伊藤課長どうぞ。

教育研究支援課長 すみません。これにつきましては、国のほうが「校長の意見を反映し、そして、教育委員会が任命する」というふうになっておりますので、そのようなかたちで教育委員会が任命を。

上島委員 任命書をつくるんですか、全部。

教育長 法の規定がそうなっていると。

教育研究支援課長 はい。法の規定です。

上島委員 一覧でもいいんですか。

教育研究支援課長 一覧は、

教育長 伊藤課長。

教育研究支援課長 すみません。一覧はちょっと想定していませんでしたけれども、個々に任命表をつくるのかな、というふうには考えておりましたが、検討させていただきます。

上島委員 大変だなと思うので。

教育長 どうぞ。

上島委員 もう一つは、これがあっても、評価委員会とか、それから評議委員会というのは残るんですか。

教育長 伊藤課長。

教育研究支援課長 先ほどの学校関係者評価委員であるとか、それから、評議員というのは、国のほうからも、そういった機関の機能をこの学校運営協議会に組み込むことで一体化すると。そうすることによって、それぞれがしていた回数であるとかそこに担っていただいていた方を学校のほうで精査をしていただいて、学校のほうの負担も減らしていくというふうなことが一つの目的でもありますので、本市といたしましては、その評議員であるとか、学校関係者評価委員をそのまま残すということではなくて、その委員になっていただいていた方を学校運営協議会にも入っていただいて、その評価の機能もその学校運営協議会が持っていくというものにしていきたい。というふうに考えております。

上島委員 あの、

教育長 上島委員どうぞ。

上島委員 そうしてやらないことには、そんなの、会議、会議で、一番困るのは、教頭がこの準備に振り回されると思うんです。ですので、そこら辺は、そこでやったらいいということで話をしてやってほしいですね。

教育長 そのほかは。

中村委員 すみません。

教育長 中村委員どうぞ。

中村委員 4分の2ページの第4条の2項なんですけど、「教育委員会は、設置学校の校長等から申し出があったときは、前項の委員について校長等から意見を聴くことができる」とあるんですけれども、「委員について」というのは委員の何についてなんです。これ、ちょっと、あまり意味がよくわからないんですけども。



教育長 伊藤課長。

教育研究支援課長 これにつきましては、教育委員会が任命をするんですけれども、その人選について校長先生の意見が反映されるように、というふうなことを国のほうが言っておりますので、そのことをうたっているんですけれども、ちょっとわかりにくいでしょうか。

中村委員 「委員について」というのが委員の何か、というの、その委員の選任についてとか、

教育研究支援課長 そうです。はい。

中村委員 そういう意味だとは思いますが、それがこの文面からは読み取れないなと思ひまして。

教育長 伊藤課長。

教育研究支援課長 中村委員がおっしゃっていただいたように、その委員の選任についてということですので、ちょっと文章のほうを検討させていただきませう。

教育長 よろしいでしょうか。そのほかはいかがでしょうか。

滝澤委員 ちょっといいですか。

教育長 滝澤委員どうぞ。

滝澤委員 ちょっとわからないので教えていただきたいんですけど、法改正に伴いましてこの規則の一部を改正することになるんですが、そういう法改正に伴っては、例えば文科省とか上のほうからの準則みたいなものとか、モデル規定・モデル規則みたいなものはあるんでしょうか。

教育長 伊藤課長。

教育研究支援課長 国のほうから、そのモデル規定というのはないんですけれ

ども、法が出まして、法の解説みたいなものがありまして、それを参考にさせていただいてつくらせていただいたのと、あと、先進的に国のほうがモデル地域を指定しておりますので、そのモデル地域のほうからこの規則を取り寄せまして、いろいろ御意見を聴かせていただく中で文言のほうを使わせていただいているという状況がございます。

滝澤委員 わかりました。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 そういうモデル規定等を参考にすることで、津市が独自に変えたという箇所はありますでしょうか。

教育長 どうですか。伊藤課長。

教育研究支援課長 特にその「独自に」というところではないんですけれども、この第4条のところの「どういう人を充てていくか」というふうなところにつきましては、こういったかたちで具体的に明記をされていない地域があったんですけども、やはり、学校をまわらせていただいたときに、ある程度、地域の方とか人選をするのに、説明をしていくのに、こういったものが、具体的なものがあつたほうがありがたいという、校長先生方からの御意見がありましたので、このようなかたちで表記をさせていただきました。あとは大体、先進的な地域のものを参考にさせていただいて、そこから大きく津市が特色を出しているものということでは、ないかというふうに思っております。

滝澤委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

滝澤委員 はい。

教育長 そのほかはいかがでしょうか。

中村委員 あと、すみません。

教育長 中村委員どうぞ。

中村委員 ちょっと、今のお話を聞いていて、改正前の現行のほうは、その委員の任命にあたって「校長の推薦に基づき行う」と明記されているんですけど、新しいほうはその「校長の推薦」というのは書いていないんですよね。ですが、やり方としては校長から推薦をもらうというやり方をやるということになるんでしょうか。

教育長 どうですか。伊藤課長。

教育研究支援課長 先ほど中村委員がおっしゃっていただいたように、「推薦に基づき行うものとする」と現行にはなっております、実際は、校長先生がその意見を反映させるということは校長先生の推薦というふうなことに重なってくるのかな、ということではあるんですけど、今回、国のほうのいろいろな資料を見せていただいたときに「推薦」という言葉がなくて、「校長の意見を反映する」という言葉になっておりましたものでこのようなちょっとわかりにくい表記にはなっているんですけども、もうちょっとそこら辺のところを確認させていただきまして、先ほどの「校長からの意見を聴く」というところですけども、文言の表記のほうの検討をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

上島委員 さっきの、津市独特の、小中一貫で運営委員会、それぞれの学校が運営委員会を持って、それが合同で運営委員会を持とうということもOKですか。

教育研究支援課長 中学校区ですか。

上島委員 中学校区で。

教育長 伊藤課長。

教育研究支援課長 各中学校区をまわらせていただいたときに、2、3の中学校区から「合同で持ちたいというふうに今のところ調整しています」というふうな声を聞かれたところがありました。例えば、美杉の一小一中の学校であったりとか、朝陽中学校区のように、既に朝陽中学校区で小中一貫の協議会を立ち上げていて、「定期的集まっているので、これをこれに替えたい」というふうな御意見があったんですけども、ちょっと、整理をしなくてはいけないところもありますので、そのような方向でいくかどうかということはあるんですけども、そう

いうお声はあがっております。

上島委員 あ、僕が聞いたのはそうではなくて、それは小中で一つの組織としてつくってしまうと。そうではなくて、小学校や中学校がそれぞれ自分の学校の運営委員会を持っている。その全部が集まったりその中の代表が集まって地域の中学校区の運営委員会を開くということもOKなんですか。

教育長 伊藤課長。

教育研究支援課長 今のところ、それぞれの代表の委員が集まるということですね。

上島委員 代表が集まるというか、全員が集まる場所もあるでしょうし。

教育研究支援課長 中学校区で集まって。

上島委員 はい。

教育研究支援課長 今のところ、その、そういう、委員さんが集まってやっていただくようなことは想定していないんですけども、津市は小中一貫教育も進めておりますので、そういったところが必要になってくるというふうなことであればそういったことも考えていく必要があるかな、というふうには思っています。

教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。先ほど御指摘をいただいたように、第4条の2のその、委員の任命の表記についてちょっと検討させていただくというふうなことを含めて、これ、ここで決めないといけないですかね。もう一回直したものを出示してもらいますか。どうしますか。伊藤課長。

教育研究支援課長 一度検討をさせていただきまして、再度また教育委員会に出させていただいたほうがよろしければそのようにさせていただきたいと思いますが、どうさせてもらいましょうか。

教育長 別に日程的には構わないわけですね。

教育研究支援課長 はい。

教育長 それなら、そうやってもらって

教育研究支援課長 はい。次回のときに。

教育長 それでは、先ほどのところは検討して修正したものをまた後で出させていただくということで、これはちょっと保留にしていきたいと思います。それでは、続きまして、議案第10号 教育委員会関係津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長 はい。

教育長 伊藤課長。

教育研究支援課長 第10号 教育委員会関係津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部の改正について御説明をさせていただきます。教育委員会関係津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部の改正については、津市議会の議員その他非常勤の教員の公務災害補償等に関する条例施行規則（第25条追加）が改正されたことに伴い、同規則の引用条文の整理を行うために改正しようとするものです。なお、施行期日は交付の日12月28日となっております。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 説明は以上ですけれども、何か御質問等がありましたらお願いします。

（各委員 資料確認中）

教育長 よろしいですか。文言の整理ということですね。

教育研究支援課長 はい。

各委員 質疑・意見等なし。

教育長 よろしいですか。それでは、議案第10号につきましては、原案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ありがとうございます。では、御異議なきようですので、議案第10号につきましては、原案どおり承認いたします。